

南知多町立中学校再編実施計画（素案）

南 知 多 町
南知多町教育委員会

1 はじめに

本町では、令和3年3月に第7次南知多町総合計画を策定し、「絆・選ばれる理由があるまち」を町の将来イメージとして将来に向かって明るく希望に満ちた持続可能なまちづくりを進めています。

教育分野においては、児童生徒数の減少が続く中、子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するために、小中学校の再編（学校統合）について保護者、地域住民の皆さまのご協力をいただきながら協議・検討を進めてきました。

令和3年1月27日には、「南知多町立小中学校 適正規模・適正配置基本計画」を策定し、その中で小学校及び中学校の適正配置計画を定めました。小学校の適正配置については、その計画に基づき大井小学校と師崎小学校を統合し、統合校を令和4年4月に開校することを決定しました。

中学校の適正配置については、計画の具体化を進めるため、過去のアンケート調査や学校規模適正化懇談会、各種意見交換会等でいただいた様々な意見を基に具体的な実施方法を検討し、令和3年7月に、それを町の〈原案〉として提示したうえで保護者アンケート（「南知多町立中学校再編に向けてのアンケート調査」）を実施しました。

この「南知多町立中学校再編実施計画」は、アンケート調査結果を基に、町立中学校再編（学校統合）について、より具体的な取組み内容を定めるものです。

2 アンケート調査結果について

次の〈原案〉をお示しし、この原案に対するご意見を保護者の皆さんに伺いました。

アンケートで提示した〈原案〉

（1）統合の時期と場所

【第1段階】

令和5年4月に、現内海中の校舎を活用して統合中学校（仮称）を設置する。

【第2段階】

令和10年3月までに、統合対象校に関わらず現豊浜中用地に新校舎を建設し、統合中学校（仮称）を開校する。

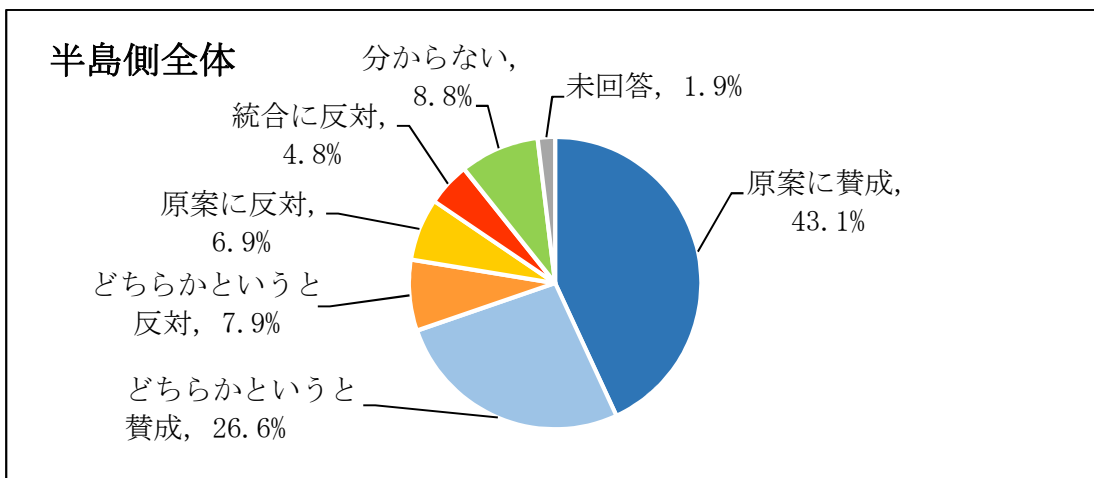
（2）統合対象校

- 内海中、豊浜中、師崎中を統合する。
- 篠島中、日間賀中については、あくまで保護者の理解が得られた段階で統合する。理解が得られれば第1段階で統合する。

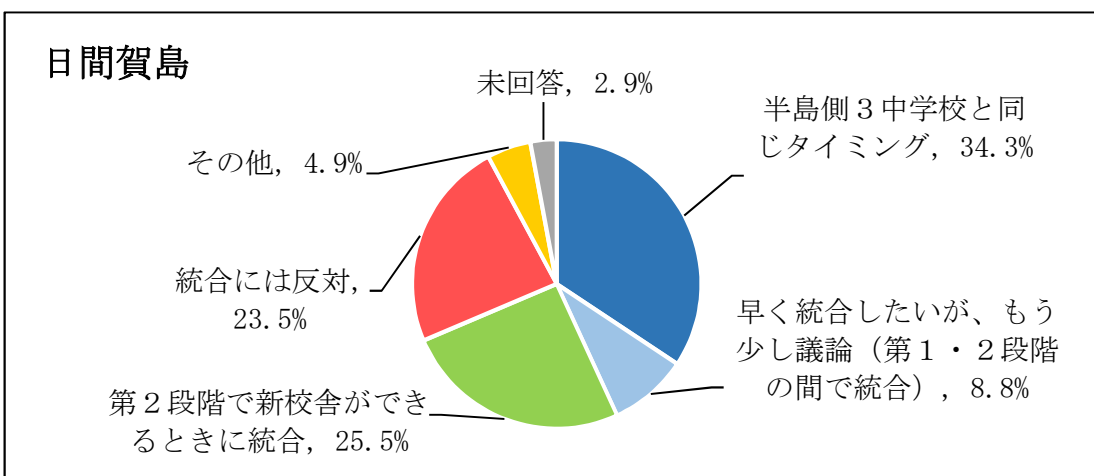
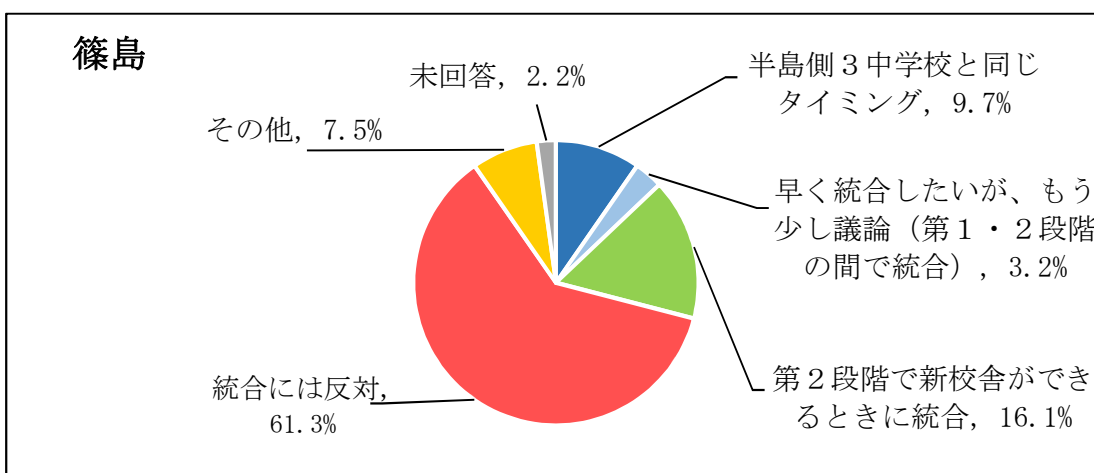
※ 小中学校在学中に、師崎中学校区の皆さんが統合による移動を2回経験しないようにするため、令和5年度での統合を目指しています。

○ 調査結果抜粋

(ア) <原案>に対する半島側の保護者の方の回答



(イ) 統合のタイミングについて、両島の保護者の方のみ回答



(詳しい資料につきましては、「南知多町立中学校再編に向けてのアンケート調査結果報告書」をご覧ください。)

3 町の＜実施計画＞（素案）の骨子

アンケート調査結果を受け、現段階では、次のような実施計画（素案）を考えています。

＜ 実 施 計 画 ＞（素案）

（1）統合の時期と場所

【第1段階】

令和5年4月に、現内海中の校舎を活用して統合中学校（仮称）を設置する。

【第2段階】

令和10年3月までに、統合対象校に関わらず現豊浜中用地に新校舎を建設し、統合中学校（仮称）を開校する。

（2）統合対象校

- 第1段階で、内海中、豊浜中、師崎中を統合する。
- 日間賀中については〇〇年度までに半島側中学校と統合する。
- 篠島中については、第2段階での統合を目指して協議を継続し、保護者の理解が得られた段階で統合する。

※ できる限り早い時期での統合を実現するとともに、工事による中学生への負担を軽減するため、仮校舎を建設せずに既存の校舎を活用する2段階での統合を実施します。

※ 最終統合校の建設については、将来の生徒数に合わせて先を見据えて計画することができるので、充実した教育環境整備ができます。

4 中学校再編について

（1）中学校再編委員会の設置

中学校の統合が決定された場合、速やかに「中学校再編委員会」を設置します。統合校を円滑に開校するため、統合に係る諸課題（新校舎建設を含む）について調査・検討し、保護者の皆さまの理解と協力を得ながら進めていきます。

（ア）中学校再編委員会

中学校再編委員会は、①保護者を代表する者②学校の教職員を代表する者③学区の区長会を代表する者④その他教育委員会が適当と認める者で構成します。

中学校再編委員会は、統合に係る調査及び検討結果について、教育委員会へ報告するものとします。また、検討内容の周知と、保護者と住民の皆さまの意見の集約に努めます。

（イ）再編検討部会

統合に係る諸課題の細部について調査、検討するため中学校再編委員会の中に

中学校再編検討部会を設置します。中学校再編検討部会の構成は、学校教育課職員、教職員、保護者を代表する者としします。中学校再編検討部会は、その計画及び結果を中学校再編委員会へ報告します。

※ 中学校再編に係る検討すべき事項

- ・ 学校名、校歌、校章に関すること
- ・ 学校と地域の連携に関すること
(コミュニティースクールについて検討します)
- ・ 生徒、教職員等の交流事業等、学校行事に関すること
- ・ 部活動に関すること
(統合前の段階から、学校や保護者等の理解が得られれば、合同チームで大会に参加できる体制づくりをします)
- ・ 校務分掌、学級編制、教室配置等、教務に関すること
- ・ 通学方法に関すること
- ・ 校則、制服、体操服等に関すること
(制服について検討します)
- ・ 式典行事の計画等に関すること (閉校式・開校式)
- ・ 移転計画に関すること (学校の歴史等の継承、備品確認等)
- ・ PTA 組織編成 (規約・役員を選出等) に関すること
- ・ 新校舎建設に関すること
- ・ その他必要と考えられること

(2) 再編に向けての生徒に対するケア

アンケート調査自由記述の中に、統合に伴い、「集団にうまくなじめるか」、「新しい友達関係が築けるか」、「学校規模の違いに対応できるか」などの様々な不安の声がありました。こうした不安を軽減し、新しい学校生活を円滑に迎えられるよう、関係校の教職員と協議していきます。

(ア) 再編前

- ・ 生徒の不安を軽減し、再編後の学校教育の充実を図るための前中学校から統合校への教員の異動や生活支援員の配置
- ・ 事前交流事業 (合同授業、合同行事など)
- ・ 合同部活動の実施
- ・ 学校見学や保護者の事前協力活動

(イ) 再編後

- ・ 生徒や保護者の意見を聴くことができる体制づくり
- ・ 不安や悩みを抱える生徒との相談などの対応を行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など
- ・ 特別支援学級生徒のケア

(3) 統合後の通学

- ・ 徒歩通学、自転車通学、路線バス、スクールバスの通学範囲
基本的には、通学方法の目安として自宅から中学校までの距離が1.5km未満の生徒は徒歩、1.5km以上6km以内は自転車通学または路線バス、6kmを超える生徒はスクールバスまたは路線バスを利用します。詳細は再編委員会で協議します。
- ・ スクールバスに遅れた時や自転車通学生が雨天の時にバス通学ができるようにするとともに、休日の部活動時に活用できるように海っ子バスの利用を検討していきます。
- ・ スクールバスの運行方法やルート等については、保護者及び学校を交えての話し合いを行い、再編委員会で検討を行います。
- ・ 路線バスについては、利便性が増すよう公共交通部局と調整していきます。
- ・ 両島生徒の朝の通学はチャーター便を運航するよう調整しています。町から通学定期券を交付し、帰宅時、遅刻・早退時等は、定期船の利用とします。
- ・ 生徒の体調不良等による早退等については、保護者の方に連絡し、基本的には迎えに来ていただくこととなります。ただし、両島生徒が早退する場合、学校職員が付き添って医療機関で合流するか、師崎または島の渡船施設までお越しいただくこととなります。

(4) 具体的な通学方法（経路など、より具体的な内容は再編委員会で協議します）

○ 第1段階：統合中学校（現内海中）までの通学方法

- ・ 内海地区
徒歩、内福寺など一部は自転車又は路線バス
- ・ 山海地区
自転車又は路線バス
- ・ 豊浜・豊丘地区（R5 77人 マイクロバス最大3台（定員28人）等）
スクールバスまたは路線バス（片道15～25分）
- ・ 大井・片名・師崎地区（R5 74人 マイクロバス最大3台等）
スクールバスまたは路線バス（片道20～30分）
- ・ 日間賀島地区（R5 50人 業者委託大型バス1台）
高速船・スクールバスまたは路線バス（片道35～45分）

○ 第2段階：新統合中学校（現豊浜中）までの通学方法

- ・ 内海・山海地区（R10 87人 マイクロバス最大4台）
スクールバスまたは路線バス（片道15～25分）
- ・ 豊浜・豊丘地区
徒歩、一部は自転車又は路線バス
- ・ 大井・片名・師崎地区（R10 55人 マイクロバス最大2台）
スクールバスまたは路線バス（片道15～20分）
- ・ 篠島地区（R10 42人 業者委託大型1台）

- 高速船・スクールバスまたは路線バス（片道 30～40 分）
- ・日間賀島地区（R10 57人 業者委託大型1台）
- 高速船・スクールバスまたは路線バス（片道 30～40 分）

（5）防災・安全対策

万一、地震による津波が発生した場合は、校舎の上部階へ垂直避難により、安全性は確保されますが、避難場所や避難経路の設定には十分配慮し、日頃から地震・津波対策などの安全教育を実施します。

また、交通事故防止や不審者対策も含め、生徒が安心して生活できるよう、学校、警察、道路管理者等による合同点検を実施し、通学路の安全確保に努めます。

【両島生徒の災害時の対応】

- ・定期船等が欠航のときは、家庭で授業を受けられる手立てを準備します。
（遠隔授業施設の整備、学習課題の計画的運用など）
- ・登校後に災害発生の場合は生徒の安全確保を最優先し、宿泊対応も含めて対応します。（詳細については再編委員会で検討します。）

5 新校舎の建設について

実施計画（素案）で「令和10年3月までに建設」としてありますが、その内容としては、建築基本構想・基本設計・実施設計に令和4年度から令和7年度、既存校舎の解体撤去、敷地造成、新校舎建設に令和7年度から令和9年度までと考えています。

